



# 後期高齢者医療制度の 保険料率が改定されます

後期高齢者医療制度の保険料は、被保険者全員が等しく負担する「均等割額」と、被保険者の前年の所得に応じて負担する「所得割額」を合計して、個人単位で計算されます。

この保険料率は、都道府県ごとに医療費の増加状況などを考慮し、2年ごとに改定されます。平成30年度は、下記の新保険料率が適用されます。

問い合わせ 市民課国保年金係(☎35-0915)

## 保険料内訳(年間)改訂の内容

### ■ 保険料率の改定

平成28・29年度の保険料率	
所得割率	7.85%
均等割額	39,500円
賦課限度額	570,000円



平成30・31年度の保険料率	
所得割率	7.85%
均等割額	40,400円
賦課限度額	620,000円

### ■ 保険料の計算方法

<b>所得割額</b> <small>【総所得金額－基礎控除額(33万円)】× 所得割率 7.85%</small>	+	<b>均等割額</b> <small>40,400円 (被保険者 1人当たり)</small>	=	<b>1年間の保険料</b> <small>(限度額62万円) ※100円未満切り捨て</small>
---	---	--	---	--

※年金所得のみの方は、(年金収入－公的年金等控除額)が総所得金額になります。

## 保険料の軽減措置

### ■ 被用者保険(いわゆる「サラリーマン」の健康保険)の被扶養者だった人

均等割額が5割軽減され、所得割額はかかりません。

### ● 所得の低い人

平成29年度と同様の軽減割合が継続されます。

### 【均等割額の軽減拡充】

均等割額の2割軽減・5割軽減基準額が拡充されます。世帯の所得水準にあわせて、右表のとおり軽減されます。

### 【所得割額の軽減廃止】

基礎控除後の総所得金額等が58万円以下(年金収入のみの方は、その額が153万円以上211万円以下)の場合、所得割額が2割軽減されていましたが、その軽減措置が廃止されます。

### 世帯の所得水準別均等割額の軽減割合

世帯主及びすべての被保険者の総所得金額等の合計	軽減の割合
「基礎控除額(33万円) + 50万円 × 世帯の被保険者数」以下	2割
「基礎控除額(33万円) + 27万5,000円 × 世帯の被保険者数」以下	5割
「基礎控除額(33万円)」以下	8.5割
均等割8.5割軽減を受ける世帯の被保険者全員が年金収入80万円以下で、その他各種所得がない場合	9割

## 収入別保険料額の例(単身世帯で年金収入のみの場合)

年金収入額(年間)	平成29年度保険料	平成30・31年度保険料	上昇額
基礎年金受給者(80万円以下)	3,900円	4,000円	100円
月額15万円(180万円)	36,700円	41,300円	4,600円
月額16万8,000円(201万6,000円)	61,700円	70,000円	8,300円
現役並み所得者(383万円)	209,600円	210,500円	900円